

# 児 童 相 談

2021 ( 令和2年度実績 )

# 青 森 県

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども女性相談総室 中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室

# はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上 げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、本県の令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は1,749件と過去最多となりました。

国では、令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」 を公布し、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等について規定され ました。

本県では、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。

今回の法改正等に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも、皆様には一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、令和2年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、ご高覧いただき、児童相談所業務への一層のご理解、ご協力をいただければ幸いです。

令和3年12月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども女性相談総室 藤井 始 青森県中央児童相談所長 中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 本田 親男 青森県弘前児童相談所長 三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 大山 和也 青森県八戸児童相談所長 西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 葛西 広和 青森県五所川原児童相談所長 上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 澤田 美子 青森県七戸児童相談所長 下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 畑中 和則 青森県むつ児童相談所長

### 

第	1 児	己童相言	淡所の												
]	上青	森県の	の状況	₹ ••	• • • • • •		• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	1
2	2 管	轄区	域区	<u> </u>	• • • • • •		• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	2
3	3 管	内面積	・人口	1(児	童人口)	• •			• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	3
4	1 児	童相談	所の名	3称及	び所在は	也 …			• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	4
5	5 組		絹	哉	• • • • • •		• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	5
6	5 沿		車	生			• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • • •	• •	8
第 2	2 児	記童相記	淡所の												
]	L 相		業務		• • • • • •										8
	(1)				:内容										9
	(2)				る相談										10
	(3)	相談	の状	況	• • • • • •										11
	ア	養	護村	計談									• • • • •		14
	イ	障	害机	計談									• • • • •		22
	ウ	非	行 村	計談									• • • • • •		23
	工	育	成相										• • • • • •		24
2	2 判	定	業	,	• • • • • •										25
3	3 —	時保言	護業 彩	答	• • • • • •	. <b></b>	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • • •	• •	28
	(1)				一時保										28
	(2)	中央児	皇童相語	炎所の	一時保	護所	(集中管	管理)	の状況	兄 ・・	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• •	30
	(3)	県内児	是童相語	炎所の	委託一	時保護	護の状況	兄 • •		• • • • •	• • • • •	• • • • •		• •	33
第:		是童相詞			-										
	児童	相談所	で事業	業等・・	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• •	35
]	上 子	ども虐	待防山	上対策	• • • • •	• • • • •	• • • • •								36
	(1)	被虐待	見フ :	オロー	アップ	事業	••••						• • • • •		36
	(2)	子ども	虐待不	ホット	ライン	事業	• • • • •						• • • • •		37
	(3)	児童相	談所	去律相	談実施	事業	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• •	38
	(4)				化事業										39
	(5)	虐待子			見のため										39
2	2 市	町村支	援・	• • • • •											40
	(1)	市町村	け子ど	も家庭	相談支	援 •	• • • • •	• • • •			• • • • •			• •	40
	(2)	要保護	を 見金さ	対策地	域協議	会支援	뜾	• • • •						• •	40

3	里	親支援	41
	(1)	里親制度普及啓発講演会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	(2)	養育里親研修·養子縁組里親研修 ·····	41
4	精	神発達精密健康診査事後指導	42
	(1)	3 歲児精神発達精密健康診査事後指導 ······	42
	(2)	1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
5	関	係機関との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	(1)	各種研修会への講師等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	(2)	実習生、見学者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44

# 第1 児童相談所の概要

### 1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接 している。

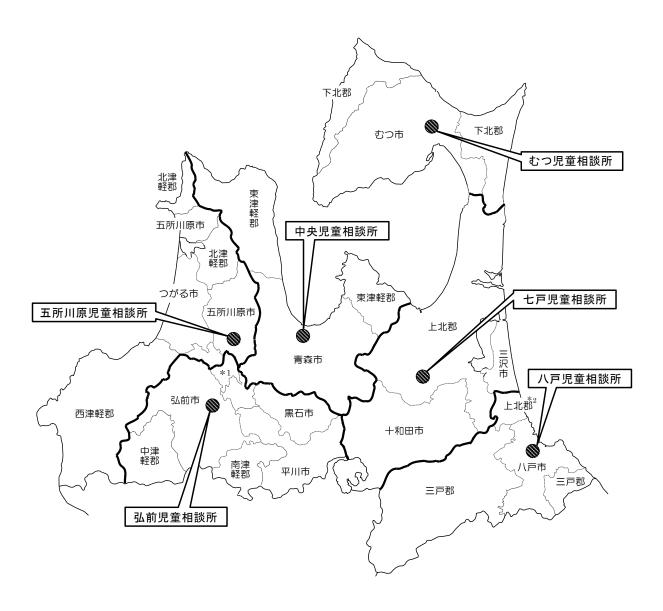
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに 分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化 に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は 10 市、22 町、8 村から成り、面積 9,  $646 km^2$ 、人口は 1, 246, 291 人、児童人口 (18 歳未満) は 166, 659 人となっている。 (R1.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成 18 年 3 月 1 日にかけて、延べ 44 の市町村が関係する計 17 件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名称	合併日	関係市町村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碇ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

## **2 管 轄 区 域 図** (令和 3 年 4 月 1 日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町\*1は弘前児童相談所管内 上北郡のうち、おいらせ町\*2は八戸児童相談所管内

#### **管内面積・人口**(児童人口) 3

l. alimat			人 口(人)	R1. 10. 1	推計	人口
相談所名	管 轄 区 域	面積(k㎡)	(R3.4.1 推計人口)	人口(人)	児童人口 (人)	比 率 (%)
	青 森 市	824. 62	270, 458	275, 786	36, 676	13. 3
中 央	東津軽郡	653. 50	19, 945	20, 866	2, 139	10. 3
	計	1, 478. 12	290, 403	296, 652	38, 815	13. 1
	弘 前 市	524. 20	167, 117	170, 556	22, 305	13. 1
	黒 石 市	217. 05	31, 392	32, 284	4, 228	13. 1
	平川市	346. 01	30, 216	30, 775	4, 176	13. 6
弘 前	中津軽郡	246. 02	1, 306	1, 360	177	13. 0
	南津軽郡	223. 06	30, 159	30, 957	4, 098	13. 2
	北 津 軽 郡 ( 板 柳 町 )	41. 88	12, 611	13, 018	1, 633	12. 5
	<del>=</del> +	1, 598. 22	272, 801	278, 950	36, 617	13. 1
	八戸市	305. 56	219, 718	223, 338	31, 918	14. 3
八戸	上 北 郡 (おいらせ町)	71. 96	24, 323	24, 311	4, 183	17. 2
	三 戸 郡	969. 32	60, 898	62, 854	7, 450	11. 9
	<del>=</del> +	1, 346. 84	304, 939	310, 503	43, 551	14. 0
	五所川原市	404. 20	50, 398	51, 744	6, 557	12. 7
	つがる市	253. 55	29, 940	30, 935	3, 792	12.3
五所川原	西津軽郡	831. 98	15, 767	16, 581	1,610	9. 7
	北 津 軽 郡 (板柳町を除く)	262. 77	21, 817	22, 652	2, 706	11.9
	計	1, 752. 50	117, 922	121, 912	14, 665	12. 0
	十 和 田 市	725. 65	59, 829	61, 024	8, 284	13. 6
七戸	三 沢 市	119.87	37, 959	38, 926	6, 251	16. 1
	上 北 郡 (おいらせ町を除く)	1, 208. 36	67, 406	69, 186	9, 064	13. 1
	<b>計</b>	2, 053. 88	165, 194	169, 136	23, 599	14. 0
	むっ市	864. 12	52, 664	54, 570	7, 570	13. 9
むっ	下 北 郡	551. 96	13, 715	14, 416	1, 778	12. 3
	<u>≅</u> †	1, 416. 08	66, 379	68, 986	9, 348	13. 6
合	計	9, 645. 64	1, 217, 638	1, 246, 291	166, 659	13. 4

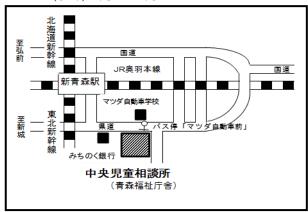
<sup>(</sup>注1) 総面積は令和元年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)(注2) 人口は令和元年10月1日現在及び令和2年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

## 4 児童相談所の名称及び所在地

### 中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1

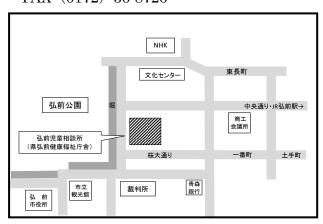
TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175



### 弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2

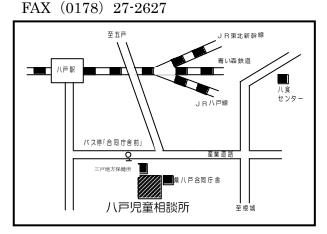
TEL (0172) 36-7474 FAX (0172) 36-8726



#### 八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7

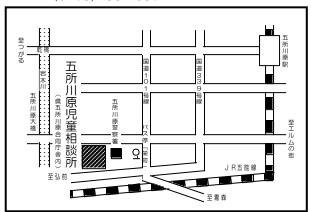
TEL (0178) 27-2271



### 五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10

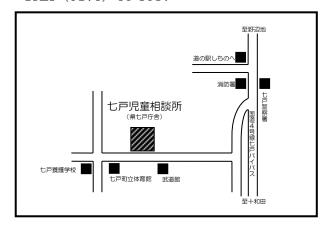
TEL (0173) 38-1555 FAX (0173) 38-4637



### 七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1

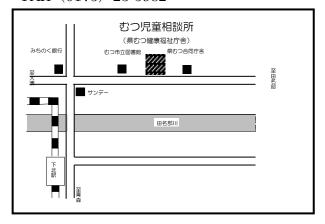
TEL (0176) 60-8086 FAX (0176) 60-8087



#### むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33

TEL (0175) 23-5975 FAX (0175) 23-5982

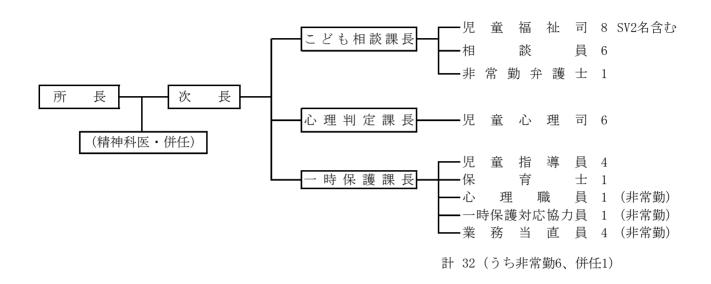


### 5 組 織

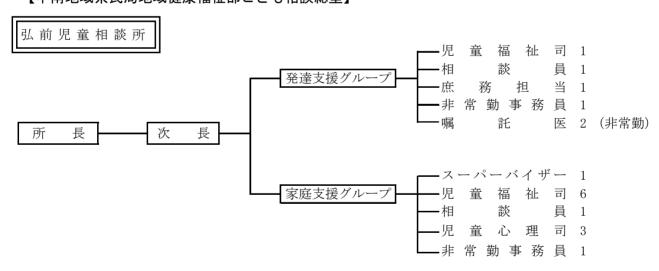
R3.4.1現在

### 【東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室】

中央児童相談所



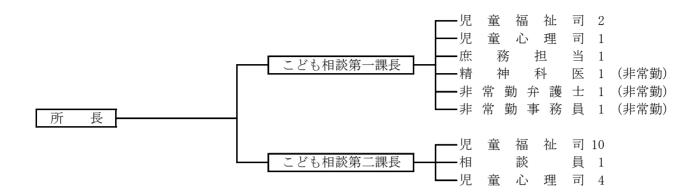
### 【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



計 20 (うち非常勤4)

### 【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

八戸児童相談所



計 25 (うち非常勤 3)

### 【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

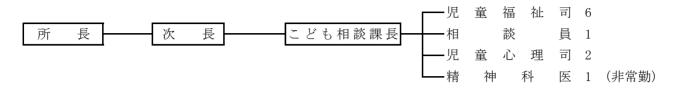
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤1)

### 【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

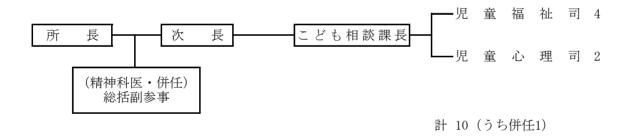
七戸児童相談所



計13 ( うち非常勤 1 )

### 【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



# 6 沿 革

年	度	項       目
昭和	23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園(教護院、当時青森市石江)におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
	24	3月 中央児童相談所新築移転(青森市新町)。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置(八戸市玄中寺下)。
	26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
	27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
	29	4月 中央児童相談所移転(青森市寺町)。
	34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
	35	12月 中央児童相談所新築移転(青森市松森)。
	44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。 一時保護の集中管理実施。
	47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
	55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成	3	10月 中央児童相談所新築移転(青森市石江-青森福祉庁舎内)。
	5	中央児童相談所が次長制(兼務)となる。
	9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
	10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
	12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
	18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県 民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医(常勤)が配置される。
	19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
	20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
	21	4月 中央児童相談所の精神科医(常勤)が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所 兼務となる。
	23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
	24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
	27	3月 弘前児童相談所新築移転(弘前市下白銀町-県弘前健康福祉庁舎内)
	28	4月 むつ児童相談所移転(むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内)
令和	3	4月 八戸児童相談所は次長制廃止し、「こども相談第一課」「こども相談第二課」の二課制となる。

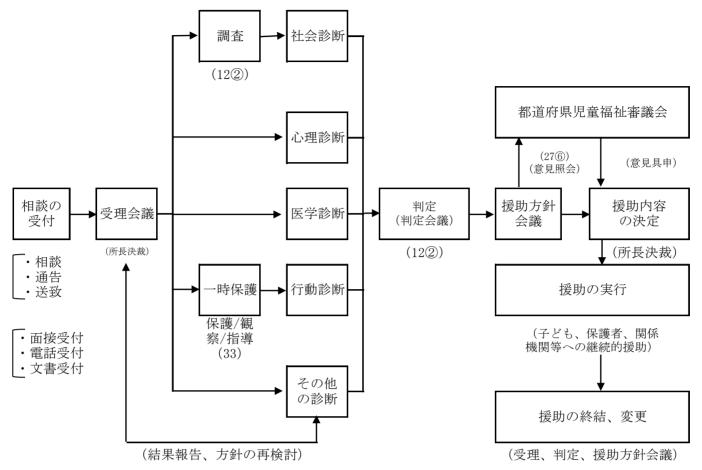
# 第2 児童相談所の業務

# 1 相談業務

# (1) 相談の種類と主な内容

	· - <i>'</i>	111100 12300 200	
			児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談
養		児童虐待相談	<ul><li>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</li><li>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</li></ul>
護	1.	九里但何怕飲	(3) 心理的虐待
相			暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭 における配偶者、家族に対する暴力
談			(4) 保護の怠慢、拒否 ( ネグレクト)
			保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2.	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童 等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3.	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患 ( 精神疾患を含む) 等を有する子どもに関する相談
	4.	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5.	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
障	6.	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
相	7.	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
談	8.	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9.	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠 陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行	10.	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
相談	11.	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子ど もに関する相談についてもこれに該当する。
育	12.	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
成相	13.	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
談	14.	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15.	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相 談
	16.	その他の相談	1~15のいずれにも該当しない相談
Ь			

### (2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



\•/
•ו

*	
援	助
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1)措置によらない指導(12②)	指定発達支援医療機関委託(27②)
アー助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置(27①Ⅲ)
イの継続指導	4 児童自立生活援助の実施(33の6①)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知(26①IV、V、VI、VII)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27① I)	オ 後見人解任の請求 (33の9)
	(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3)相談の状況

### ①相談種類別受付状況

令和2年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は4,518件で平成31年度の4,642件 に比べ124件減(前年度比97.3%)となった。

増加した相談種別は、養護(虐待)相談(2件減)、養護(その他)相談(7件増)、肢体不自由相談 (18件増)、言語発達障害相談(12件増)、適性相談(10件増)、育児・しつけ相談(11件増)となって いる。

減少した相談種別は、保健相談(3件減)、重症心身障害相談(5件減)、知的障害相談(111件 減)、発達障害相談(13件減)、ぐ犯行為相談(22件減)、触法行為相談(5件減)、その他相談(21件 減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が2,392件で52.9%(前年度比 100.2%)、知的障害 相談及び発達障害等の障害相談が1,495件で全体の33.1%(前年度比 93.8%)、性格行動相談等 の育成相談が388件で8.7%(前年度比 108.0%)、その他の相談が178件で3.9%(前年度比 89.4%)、非行相談が65件で1.5%(前年度比 70.7%)となっている。

表1 相談種類別児童受付数

		養	護	保		障			害		非	行	育			成	そ	
$\  \cdot \ $	相 談種 別	児	そ		肢	視	詍	重	知	発	ぐ	触	性	不	適	育	J	
$ \cdot $		童			体	聴	語発	症	的	達	犯	法	格			児		
		里	0)		不	覚	達	心	нЭ	圧	行	行	711	登		•	の	計
$  \  $		虐			自	障	障 害	身障	障	障	為	為	行			しつ		
児相	年度 %	待	他	健	由	害	等	害	害	害	等	等	動	校	性	け	他	
) LTH	31	560	153		2		1	3	327	13	17	9	64	10	21	5	82	1,267
中	(%)	(44.2)	(12.1)		(0.2)		(0.1)	(0.2)	(25.8)	(1.0)	(1.3)		(5.1)	(0.8)	(1.7)	(0.4)	(6.5)	
中	2	507	123		2		5	(	260	11	8	8	81	10	22	13	61	1,111
	(%)	(45.6)	(11.1)		(0.2)		(0.5)		(23.4)	(1.0)	(0.7)	(0.7)	(7.3)	(0.9)	(2.0)	(1.2)	(5.5)	
	31	251	144	2				4	268	24	10	6	66	5	23		36	839
弘	(%)	(29.9)	(17.2)	(0.2)				(0.5)	(31.9)	(2.9)	(1.2)	(0.7)	(7.9)	(0.6)	(2.7)		(4.3)	(100.0)
前	2	285	160				1	1	254	21	12	3	67	6	6	6	37	859
	(%)	(33.2)	(18.6)				(0.1)	(0.1)	(29.6)	(2.4)	(1.4)	(0.3)	(7.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(4.3)	(100.0)
	31	557	187	1	6	1		10	413	6	22	10	55	19	25	6	36	1,354
八	(%)	(41.1)	(13.8)	(0.1)	(0.4)	(0.1)		(0.7)	(30.5)	(0.4)	(1.6)	(0.7)	(4.1)	(1.4)	(1.8)	(0.4)	(2.7)	(100.0)
戸	2	579	232		20	1	4	10	457	6	12	9	56	15	42	3	65	1,511
	(%)	(38.3)	(15.4)		(1.3)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(30.2)	(0.4)	(0.8)	(0.6)	(3.7)	(1.0)	(2.8)	(0.2)	(4.3)	(100.0)
五	31	124	47		2			2	137	25	2		22	3			7	371
所	(%)	(33.4)	(12.7)		(0.5)			(0.5)	(36.9)	(6.7)	(0.5)		(5.9)	(0.8)			(1.9)	(100.0)
Ш	2	90	50		3		2	2	130	19	2		16	8			8	330
原	(%)	(27.3)	(15.2)		(0.9)		(0.6)	(0.6)	(39.4)	(5.8)	(0.6)		(4.8)	(2.4)			(2.4)	(100.0)
	31	168	55		7			2	209		12	1	18	1	4		28	505
七	(%)	(33.3)	(10.9)		(1.4)			(0.4)	(41.4)		(2.4)	(0.2)	(3.6)	(0.2)	(0.8)		(5.5)	(100.0)
戸	2	201	54		8			5	156	3	8	1	17	1	11		4	469
	(%)	(42.9)	(11.5)		(1.7)			(1.1)	(33.3)	(0.6)	(1.7)	(0.2)	(3.6)	(0.2)	(2.3)		(0.9)	(100.0)
	31	92	49		1			2	124	5	3		17	2	1		10	306
む	(%)	(30.1)			(0.3)			(0.7)	(40.5)	(1.6)			(5.6)	(0.7)	(0.3)			(100.0)
つ	2	88	23		3		1		110		2		5		3		3	238
	(%)	(37.0)			(1.3)		(0.4)		(46.2)		(0.8)		(2.1)		(1.3)		(1.3)	(100.0)
		1,752	635	3	18	1			1,478	73	66	26	242	40	74	11	199	
合			(13.7)	(0.1)						(1.6)			(5.2)		(1.6)			(100.0)
計		1,750	642		36	1	13		1,367	60	44		242	40	84	22		4,518
	(%)	(38.7)	(14.2)		(0.8)	(0.0)	(0.3)	(0.4)	(30.3)	(1.3)	(1.0)	(0.5)	(5.4)	(0.9)	(1.9)	(0.5)	(3.9)	(100.0)

### ②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が1,836件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が796件、都道府県からの相談が405件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

	受付経路	都	市町	福 祉 事	児童福	児童家庭	警察	保健	学	里	家	近	児	そ	
		道	村 •	務所	祉 施	童家庭支援センター	· 家	所 •	校		族	<b>隣</b>	童	<i>O</i> )	計
児		府	児童委	( 県 •	設 • 保		庭 裁 判	医療機			親	知	本	v	н
相	年度 %	県	員	市	育所	認定こども園	所	関	等	親	戚	人	人	他	
١.	31	78	22	70	56	6	247	18	105	3	452	133	26	51	1,267
中中	(%)	(6.2)	(1.7)	(5.5)	(4.4)	(0.5)	(19.5)	(1.4)	(8.3)	(0.2)	(35.7)	(10.5)	(2.1)		(100.0)
央	2	74	19	56	35	3	224	13	126	4	444	91	22	22	1,133
-	(%)	(6.5) 77	(1.7)	(4.9) 75	(3.1)	(0.3)	(19.8) 179	(1.1)	(11.1) 52	(0.4)	(39.2)	(8.0)	(1.9)	(1.9)	(100.0) 837
弘	(%)	(9.2)	(2.7)	(9.0)	(3.1)	(0.6)	(21.4)	(1.1)	(6.2)	(1.2)	(37.4)	(4.5)	(0.6)		(100.0)
前	2	68	10	61	22	(0.0)	201	9	64	5	331	66	9	27	873
"	(%)	(7.8)	(1.1)	(7.0)	(2.5)		(23.0)	(1.0)	(7.3)	(0.6)	(37.9)	(7.6)	(1.0)		(100.0)
	31	101	54	35	54	14	211	34	135	17	577	68	8		1,354
八	(%)	(7.5)	(4.0)	(2.6)	(4.0)	(1.0)	(15.6)	(2.5)	(10.0)	(1.3)	(42.6)	(5.0)	(0.6)		(100.0)
戸	2	124	71	9	63	5	212	35	119	11	672	97	16	77	1,511
	(%)	(8.2)	(4.7)	(0.6)	(4.2)	(0.3)	(14.0)	(2.3)	(7.9)	(0.7)	(44.5)	(6.4)	(1.1)	(5.1)	(100.0)
五.	31	38	17	17	9	1	70		34	1	168	10	3	3	371
所	(%)	(10.2)	(4.6)	(4.6)	(2.4)	(0.3)	(18.9)		(9.2)	(0.3)	(45.3)	(2.7)	(0.8)		(100.0)
川	2	49	26	15	11		42	4	40	6	126	6	5	2	332
原	(%)	(14.8)	(7.8)	(4.5)	(3.3)		(12.7)	(1.2)	(12.0)	(1.8)	(38.0)	(1.8)	(1.5)		(100.0)
١.	31	64	31	62	18		63	2	28	9	187	23	4	14	505
七二	(%)	(12.7)	(6.1)	(12.3)	(3.6)		(12.5)	(0.4)	(5.5)	(1.8)	(37.0)	(4.6)	(0.8)		(100.0)
戸	2	61	16	44	42	3	70	2	24	4	163	30	5	5	469
-	(%)	(13.0)	(3.4)	(9.4)	(9.0)	(0.6)	(14.9)	(0.4)	(5.1)	(0.9)	(34.8)	(6.4)	(1.1)		(100.0)
J	31	21	11	17	15		58	4	17	10	118	17	6	12	306
むっ	(%)	(6.9)	(3.6)	(5.6)	(4.9)		(19.0)	(1.3)	(5.6)	(3.3)	(38.6)	(5.6)	(2.0)	(3.9)	(100.0)
つ	2 (%)	29 (12.2)	5 (2.1)	8 (3.4)	16 (6.7)		47 (19.7)	1 (0.4)	7 (2.9)	1 (0.4)	100 (42.0)	20 (8.4)	(0.8)		238 (100.0)
	31	379	158	276	178	26	828	67	371	50	1,815	289	52	151	4,640
  -	(%)	(8.2)	(3.4)	(5.9)	(3.8)	(0.6)	(17.8)	(1.4)	(8.0)	(1.1)	(39.1)	(6.2)	(1.1)		(100.0)
合計	2	405	147	193	189	11	796	64	380	31	1,836	310	59	135	4,556
"	(%)	(8.9)	(3.2)	(4.2)	(4.1)	(0.2)	(17.5)	(1.4)	(8.3)	(0.7)	(40.3)	(6.8)	(1.3)		(100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

### ③相談処理状況

令和2年度中に措置・処理した件数は4,618件である。助言指導で処理をしたものが3,610件で78.2%を占め、次いでその他が506件、児童福祉司指導が110件、児童福祉施設入所が87件、障害児施設等への利用契約が83件などとなっている。

表3 相談処理件数

	処 理	助	継	他	児	市	福 祉	訓	児	指	里	法 2 7	障 害	そ	
$\  \cdot \ $		11111	続	機 関	童 福	町	事務所	戒	童福	定医	親	1 4	児施設等		
		指	指	あっ	祉 司	村	所送致又	•	祉施	療機	委	による家	等への	0	計
児相	年度	導	導	せん	· 指 導	送致	又は通	誓約	設入所	関 委 託	託	庭裁判所送	利 用	他	
'-\	%	<del>.4.</del>	<del>-11</del>	70	<del>-17</del>	5	知	<u></u> ሉን	121	ĦЬ	ВГ	送 致	契約	165	
	31	1,074	3	8	37	3	2		15		3		6	70	1,221
中	(%)	(88.0)	(0.2)	(0.7)	(3.0)	(0.2)	(0.2)		(1.2)		(0.2)		(0.5)	(5.7)	(100.0)
央	2	979	8	7	46		5		14		4		4	99	1,166
	(%)	(84.0)	(0.7)	(0.6)	(3.9)		(0.4)		(1.2)		(0.3)		(0.3)	(8.5)	(100.0)
	31	663	16	5	10	27	7		15		1		6	97	847
弘	(%)	(78.3)	(1.9)	(0.6)	(1.2)	(3.2)	(0.8)		(1.8)		(0.1)		(0.7)	(11.5)	
前	2	691	15	1	5	40	1		14			1	5	99	872
	(%)	(79.2)	(1.7)	(0.1)	(0.6)	(4.6)	(0.1)		(1.6)			(0.1)	(0.6)	(11.4)	
	31	1,028	23	8	26	21	22		30		7	2	22	147	1,336
八一	(%)	(76.9)	(1.7)	(0.6)	(1.9)	(1.6)	(1.6)		(2.2)		(0.5)	(0.1)	(1.6)	(11.0)	(100.0)
戸	2	1,165	16	6	30	35	18		30		17		37	173	1,527
	(%)	(76.3)	(1.0)	(0.4)	(2.0)	(2.3)	(1.2)		(2.0)		(1.1)		(2.4)	(11.3)	(100.0)
五	31	281	5	2	12	4							17	42	363
所	(%)	(77.4)	(1.4)	(0.6)	(3.3)	(1.1)							(4.7)	(11.6)	(100.0)
川	2	233	2	2	12	2			15		3		7	65	341
原	(%)	(68.3)	(0.6)	(0.6)	(3.5)	(0.6)			(4.4)		(0.9)		(2.1)	(19.1)	(100.0)
١.	31	311	9		19		2		21		16		25	74	477
七二	(%)	(65.2)	(1.9)		(4.0)		(0.4)		(4.4)		(3.4)		(5.2)		(100.0)
戸	2	362	8	2	9		8		12		5		19	44	469
	(%)	(77.2)	(1.7)	(0.4)	(1.9)		(1.7)		(2.6)		(1.1)		(4.1)		(100.0)
١,	31	237	5	1	3				14				19	25	304
む	(%)	(78.0)	(1.6)	(0.3)	(1.0)				(4.6)				(6.3)		(100.0)
7	2	180	10		8	5			2		1		11	26	243
	(%)	(74.1)	(4.1)		(3.3)	(2.1)			(0.8)		(0.4)	_	(4.5)	(10.7)	
	31	3,594	61	24	107	55	33		95		27	2	95	455	4,548
合业	(%)	(79.0)	(1.3)	(0.5)	(2.4)	(1.2)	(0.7)		(2.1)		(0.6)	(0.0)		(10.0)	(100.0)
計	2	3,610	59	18	110	82	32		87		30	1	83	506	4,618
	(%)	(78.2)	(1.3)	<b>(0.4)</b>	(2.4)	(1.8)	(0.7)	п тш 🚓	(1.9)	ムよし	(0.6)	(0.0)	(1.8)	(11.0)	(100.0)

表3の措置・処理件数の中には、令和2年度未処理のものは含まれていない。

### ア 養 護 相 談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が98.1%(前年度比125.8%)を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処 理	家出	死亡	離婚	傷病	家族虐待	環 その他	その他	# <u></u>
児童福祉施設入所				3	35	35		73
里 親 委 託		4		2	11	12		29
助言指導	2			19	1,451	526	8	2,006
継続指導					17	14		31
児童福祉司指導					81	20	1	102
その他			2		154	32	5	193
計	2	4	2	24	1,749	639	14	2,434
(%)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(1.0)	(71.9)	(26.3)	(0.6)	(100.0)

### (ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理(対応)件数

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成30年度	398 (5)	238 (5)	500 (6)	82	91	104 (4)	1,413 (20)
平成31年度	519	252	492	113	156	88	1,620
令和2年度	501 (7)	275	580	100 (4)	201 (1)	92	1,749 (12)

注:()は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

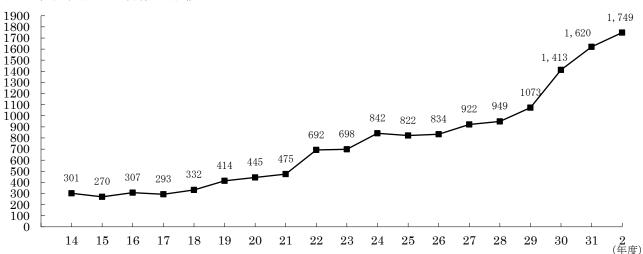


表6 虐待の内容

	虐待の					
児相	内容年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
76 16	30	130 (2)	2 (1)	216 (1)	50 (1)	398 (5)
中央	31	121		288	110	519
	R2	144	10 (1)	241	106 (6)	501 (7)
	30	48 (4)	5	158	27 (1)	238 (5)
弘前	31	58	1	168	25	252
	R2	46	1	200	28	275
	30	106 (1)	2	277 (1)	115 (4)	500 (6)
八戸	31	126		251	115	492
	R2	135	3	318	124	580
	30	24	1	51	6	82
五所川原	31	29		61	23	113
	R2	21 (1)		69 (3)	10	100 (4)
	30	34		40	17	91
七戸	31	49	1	72	34	156
	R2	62	2	107 (1)	30	201 (1)
	30	22 (2)		58	24 (2)	104 (4)
むっ	31	25		52	11	88
	R2	39		40	13	92
	30	364 (9)	10 (1)	800 (2)	239 (8)	1,413 (20)
計	31	408	2	892	318	1,620
	R2	447 (1)	16 (1)	975 (4)	311 (6)	1,749 (12)

注:()は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳 (六児相合計)

$\setminus$	虐待の内容	身	水体的	内虐征	诗	<b>1</b> ½	主的	虐彳	寺	νĹ	)理的	勺虐彳	寺	保護	の怠	慢•	拒否	,	合	計	+
年度	性別 年齢	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
	0~3歳 未満	20	12	1	33					105	91		196	42	24		66	167	127	1	295
平	3~学齢前 児童	54	42		96					114	114		228	24	33		57	192	189		381
成	小学生	89	69		158					131	141	1	273	62	50		112	282	260	1	543
31	中学生	43	31		74		2		2	46	63		109	30	25		55	119	121		240
年	高校生・その他	18	28		46					40	44		84	17	11		28	75	83		158
度	不 詳		1		1					1	1		2					1	2		3
	計	224	183	1	408		2		2	437	454	1	892	175	143		318	836	782	2	1,620
	0~3歳 未満	24	26		50					127	106		233	31	28		59	182	160		342
令	3~学齢前 児童	53	34		87		3		3	119	111		230	45	26		71	217	174		391
和	小学生	109	71		180	1	4		5	173	139		312	53	61		114	336	275		611
2	中学生	44	35		79	1	6		7	63	51		114	21	22		43	129	114		243
年	高校生・その他	18	31		49		1		1	36	48		84	10	14		24	64	94		158
度	不 詳		2		2					1		1	2					1	2	1	4
	恤	248	199		447	2	14		16	519	455	1	975	160	151		311	929	819	1	1,749

注:()は電話相談の再掲

表8 虐待通告相談通告経路

	経路	÷	太日	15	ĺΗ	<u>±</u> z.⊓	土	妇	ΙĦ	児 童	恭夕	<b>∤</b> □	بجدر	Ħ	7-		串
$\  \setminus$	.,	家	親	近	児	都	市町	福	児童	児童家庭支援センター	警	保 健	学	里	そ		虐待者本人
$ \cdot $				隣	童	道	村 •	祉	福	接セン		所 •					者本
$  \  $				•	本	府	児	事	祉施		察	医	校		の	計	
児 相 相				知	7	ניוע	童 委	務	設	認定こども園		療 機					(再掲)
	年度	族	戚	人	人	県	員	所	等	ども園	等	関	等	親	他		,,)
中	31	33	27	97	9	5	17	2	22	5	198	3	74		27	519	9
央	2	69	5	54	15	13	13	5	16	1	201	11	96		2	501	21
弘	31	9		27	2	10	8		11	4	160		18		3	252	
弘前	2	10	1	37		13		1	9		179	5	20			275	4
八	31	57	25	42	4	19	8	24	9	9	170	11	101		13	492	22
八戸	2	85	17	51	6	30	29	10	10	15	194	19	88		26	580	9
五所	31	3	3	6		5	5	1	2		59		27		2	113	
川原	2	1	2	4	5	7		4	4		49	3	21			100	1
七	31	20		18	4	18	2	21			49	1	23			156	
戸	2	23	5	30	3	28	2	13	2	5	61	2	23		4	201	2
む	31	4		20	2		2	3	1		44	3	9			88	3
つ	2	17		15	1	8	1				46		4			92	12
合	31	126	55	210	21	57	42	51	45	18	680	18	252		45	1,620	34
合計	2	205	30	191	30	99	45	33	41	21	730	40	252		32	1,749	49

注:()内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

K	-	1 1 ( ) 1					1		1		
厚	言待者	実	実	実	実 母	祖	祖	そ	不		<b>=</b>
1\ `			父								両 親
1\			以		以						
1\			外		外			の		計	(再掲)
1\			$\mathcal{O}$		の						掲
児			父		母						)
児相	年度	父	親	母	親	父	母	他	詳		
中	31	226	18	271	2			2		519	84
央	2	188	26	268	5	5	7	2		501	44
弘前	31	134	20	84				14		252	3
前	2	158	16	99				2		275	68
八	31	193	31	256	3	1	6	2		492	71
戸	2	252	21	303			2		2	580	40
五所	31	61	11	38	2			1		113	12
川原	2	52	5	41		1		1		100	20
七戸	31	76	7	70				3		156	12
戸	2	82	13	104		2				201	32
む	31	32	3	53						88	
つ	2	36	7	48			1			92	10
合計	31	722	90	772	7	1	6	22		1,620	182
計	2	768	88	863	5	8	10	5	2	1,749	214

注:()内は電話相談の再掲

表10 虐待相談処理状況

型型 助 継 他 児 児 里 指 市 そ   世 機	計 519 501 252
記載   記載   記載   記載   記載   記載   記載   記載	519 501
大	519 501
旧 指 指 约 可 股份 股	519 501
相 V <sub>年度</sub> 導 点 所 託 致 他   中央 31 463 7 29 7 2 3 8   中央 2 435 3 40 9 1 13   以前 2 200 1 5 9 4 27 6   以前 2 222 1 3 4 41 4	501
中央 31 463 7 29 7 2 3 8   中央 2 435 3 40 9 1 13   引 31 200 1 5 9 4 27 6   引 2 222 1 3 4 41 4	501
中央 31   央 2   31 3   40 9   1 13   31 200   1 5   9 4   41 4	501
央 2 435 3 40 9 1 13   引 31 200 1 5 9 4 27 6   点 2 222 1 3 4 41 4	
弘 31   前 2   222 1   3 4   41 4	252
前 2 222 1 3 4 41 4	
100 10 7 10 10 01 00	275
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	492
P 2 461 6 6 22 13 6 35 31	580
五 31 93 3 2 10 4 1	113
原 2 85 1 1 7 2 2 2	100
七 31 107 6 14 12 2 1 14	156
	201
31 78 3 1 3 3 1 3 3 1 3 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	88
2 71 9 3 2 5 2	92
合 31 1,344 25 20 83 39 4 1 55 49	1,620
合計 2 1,451 17 12 81 35 11 83 59	1,749

注:()内は電話相談の再掲 その他は、福祉事務所送致等

### (イ) 里親・小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の状況

#### a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気のなかで育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 134、委託里子数50)。

表11 里親登録・児童委託の状況

(令和3年3月末現在)

児	—————————————————————————————————————	登録里親数	委 託	里 親	委託里子数
76	<b>个</b> 目	豆蚁生机蚁	実 数	受託率 (%)	安癿至丁剱
中	央	35	15	42.9	22
弘	前	22	7	31.8	6
八	戸	38	15	39.5	22
五所	川原	10	5	50.0	7
七	戸	21	2	9.5	8
む	つ	9	1	11.1	1
	計	135	45	33.3	66

### b 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況

(令和3年3月末現在)

児	相	管内事	定員	入所(年	度中)	退所(年	F度中)	年度列	卡在籍
76	<b>行</b> 目	業所数	足貝	措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中	央	3	18	1		1		7	
弘	前							1	
八	戸	2	12					8	
五所	川原								
七	戸	3	18	3		1		11	
む	つ	1	6					8	
Ē	計	9	54	4		2		35	

### (参考)里親等委託率 (令和3年3月末現在)

里親委託児童数(66人)+ファミリーホーム委託児童数(35人)乳児院入所児童(28人)+養護施設入所児童(220人)+里親・ファミリーホーム委託児童(101人)

### (ウ) 法的対応の状況

### a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に令和2年度からは八戸児童相談所にも嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。

法律相談への対応状況は、表13のとおりである。

表13 嘱託弁護士の法律相談実施状況

相談内容		回数	
	中央	八戸	計
法第28条関係	16	8	24
親権関係		2	2
未成年後見人関係	3		3
保護者の対応関係	3	5	8
養子縁組関係	2	1	3
一時保護関係			
その他	1		1
計	25	16	41

### b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条 (親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置) 及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表14 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
	請求件数	2		
中央	承認件数			
	却下・取下件数	2		
	請求件数	2		
弘前	承認件数	2		
	却下・取下件数			
	請求件数		1	
八戸	承認件数		1	
	却下・取下件数			
	請求件数	1		
七戸	承認件数	1		
	却下・取下件数			

### c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表15のとおりである。

表15 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
		実	施な	L		

### イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,594件に比べ96件の減少となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,367件で、障害相談全体の91.3%を占め、次いで「発達障害」60件、「肢体不自由」36件と続いている。

表16 障害相談受付件数

児	相	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
中	央	2		5	3	260	11	281
弘	前			1	1	254	21	277
八	戸	20	1	4	10	457	6	498
五所	川原	3		2	2	130	19	156
七	戸	8			5	156	3	172
む	つ	3		1		110		114
計	+	36	1	13	21	1,367	60	1,498

図2 障害相談の受付件数の推移

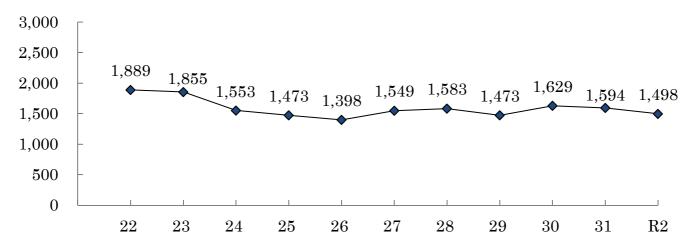


表17 障害児施設別利用状況

(令和3年4月1日現在)

児木	施種別	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	福祉型障害児入所施設( 自 閉 症 児 )	福祉型障害児入所施設( 盲 児 )	福祉型障害児入所施設( ろ う あ 児 )	福祉型障害児入所施設( 肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設( 肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設( 重症 心身 障害児)	指定医療機関(重症心身障害児)	合計
中	央	2				2			2	6
弘	前	4							8	12
八	戸	16					7	13	2	38
五所	川原	9							4	13
七	戸	20					3	2	4	29
む	つ	19						3		22
合	計	70				2	10	18	20	120

### ウ 非 行 相 談

非行相談は前年度の120件に比べ28件の減少となっているが、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを 占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上している ものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表18 非行相談受付件数

児	相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中	央	8	8	16
弘	前	12	3	15
八	戸	12	9	21
五所	川原	2		2
七	戸	8	1	9
む	つ	2		2
章	+	44	21	65

図3 非行相談の受付件数の推移

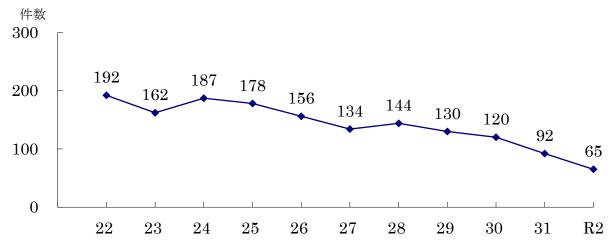


表19 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別			ぐす	し行え	為 等 柞	目談			触	法行為	\$等相	談	
	暴	虚言	浪費	家出・浮	自家金銭持	シンナー等品	性的逸	その	窃	傷害・恐か	放火・弄	その	計
処 理	力	癖	癖	浪	出	吸 引	脱	他	盗	<del>ن</del> ۲	火	他	
児童福祉施設入所				2				1					3
助言指導	4			12	9		6	3	16	2		3	55
継続指導				1	1								2
児童福祉司指導				2					1			1	4
その他	1			4	1				2				8
計	5			21	11		6	4	19	2		4	72

### 工育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は表20のとおりで、前年度の367件に比べ21件の増加となっている。最も多いのは「性格行動」の242件で育成相談全体の62.4%を占め、次いで「適性」の84件、「不登校」の40件と続いている。

表20 育成相談受付件数

児	相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中	央	81	10	22	13	126
弘	前	67	6	6	6	85
八	戸	56	15	42	3	116
五所	川原	16	8			24
七	Ħ	17	1	11		29
む	ر ک	5		3		8
言	H	242	40	84	22	388

図4 性格行動受付件数の推移

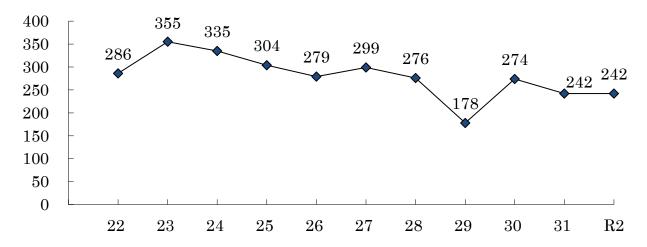


図5 不登校受付件数の推移



## 2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,067件で、前年度に比べ57件の減少となっている。相談件数に対する判定実施の割合は23.6%(前年度 24.2%)となっている。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「性格行動相談」、「適性相談」の順になっている。

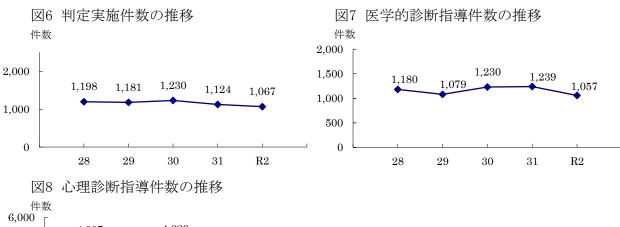
医学的診断指導は前年度に比べ182件減少し、心理診断指導は119件減少となっている。

表21 相談種類別判定実施件数

児相	相種談別	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
中	31	30				1		180		6	3	7		9			236
央	2	35				2		167	5	1	4	18		6			238
弘前	31	40				1		197	8	4	6	11					267
前 	2	24						157	6	6	1	13	3	7			217
八	31	46						216		2	3	8	2	20	1		298
戸	2	39				1		234	1	2		12	1	18			308
五所	31	10						87	15	2		12					126
川原	2	14				8		72	17			3		1			115
七	31	24						79		3	1	4	1	7			119
戸	2	9						98		2		1		6			116
む	31	10						57	3	1	1	6					78
2	2	6						62				2		3			73
包計	31	160				2		816	26	18	14	48	3	36	1		1,124
計	2	127				11		790	29	11	5	49	4	41			1,067

表22 医学的・心理検査状況

	検査	:	医学的言	诊断指導	争					心	理診	断	指導		
	対象者	診 察	医学的	その他	計	知	能	発	達	人	格	そ	の他	面接・ 観察・	計
		•	検 査			検	查	検	査	検	査	Ø	検査	指導	
中	児 童		154	71	288		185		59		107		8	286	645
l .	保護者				76		1						5	254	260
央	その他	21			21									23	23
弘	児 童	64			64		171		100		65		17	310	663
	保護者	66			66									308	308
前	その他	17			17									109	109
八	児 童	115			115		269		79		86		29	336	799
	保護者	123			123		1						1	330	332
戸	その他	20			20								2	55	57
五	児 童	39			39		87		62		26		13	154	342
所川	保護者	44			44									113	113
原	その他	3			3									55	55
七	児 童	51			51		95		33		21		1	128	278
_	保護者	57			57									112	112
戸	その他	4			4									23	23
む	児 童				31		64		21		7		3	74	169
	保護者				36								1	69	70
つ	その他	2			2									20	20
	児 童	363	154	71	588		871		354		312		71	1,288	2,896
合	保護者	402			402		2						7	1,186	1,195
計	その他	67			67								2	285	287
	計	832	154	71	1,057		873		354		312		80	2,759	4,378



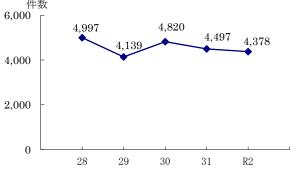


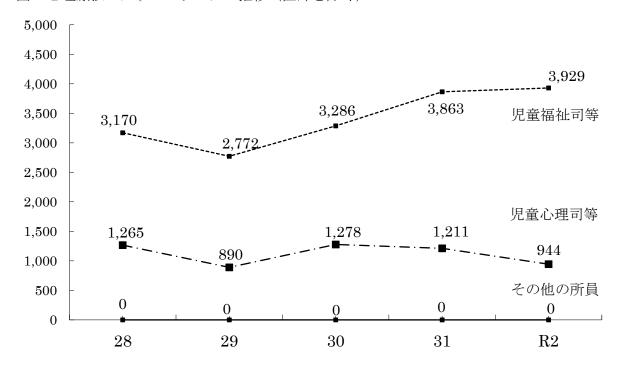
表23 判定書(証明書等)等の交付状況

児相	\		内容	特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	合 計
中			央	1	156		46	203
弘			前	6	146		75	227
八			江	2	71		100	173
五.	所	Ш	原	9	72		1	82
七			江	15	104		28	147
む			S	3	77		23	103
合			計	36	626		273	935

表24 心理療法・カウンセリングの状況 (六児相合計)

			心理療法・カウン	マセリングの状況
対象別	到		児童心理司等	児童福祉司等
児		童	451	794
保	護	者	263	1,592
そ	の	他	230	1,543
	計		944	3,929

図9 心理療法・カウンセリングの推移(医師を除く)



# 3 一時保護業務

# (1) 県内児童相談所の一時保護の状況

# ア 実人員及び延日数

令和2年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は308人であり、前年度に比べ16人減となっている。

また、延日数の総数は7,871日であり、前年度と比べ1,269日減少している。

表25 一時保護の状況(六児相)

児 相 別	年度	保護の内容	実 人 員	延 日 数
		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	27	1,258
	31	昼間一時保護	5	5
	31	保護委託	64	1,434
中央		計	96	2.697
		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	22	490
	2	昼間一時保護	18	18
	_	保護委託	79	2,364
			119	2,872
		中央児相の一時保護	8	501
	31	所 内 保 護 保 護 委 託	$\frac{16}{28}$	16 1,696
		計	$\frac{26}{52}$	2,213
弘 前		中央児相の一時保護	6	$\frac{2,213}{229}$
		所内保護	17	19
	2	保護委託	31	564
		計	$\frac{51}{54}$	812
		中央児相の一時保護	32	1,022
	31	所内保護	12	12
	91	保護委託	58	1,444
八戸		計	102	2,478
		中央児相の一時保護	24	747
	2	所 内 保 護	3	3
		保護委託	62	2,188
			89	2,938
		中央児相の一時保護	4	122
	31	所 内 保 護	1	1
		保護委託	6 11	94
五所川原		計 中央児相の一時保護	3	$\frac{217}{149}$
		所内保護	<u> </u>	149
	2	保護委託	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{265}$
		計	16	$\frac{200}{415}$
		中央児相の一時保護	12	354
	91	所 内 保 護		
	31	保護委託	39	996
七戸		111111	51	1.350
		中央児相の一時保護	7	202
	2	所 内 保 護	2	2
	_	保護委託	12	466
			21	670
		中央児相の一時保護	7	151
	31	所内保護 保護委託	1	1
		休 護 安	$\frac{4}{12}$	33 185
むっ		中央児相の一時保護	$\frac{12}{5}$	90
		所内保護	J	30
	2	保護委託	4	74
		計	9	164
		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	90	3,408
	91	所 内 保 護 (中央昼間分含む)	35	35
	31	保護委託	199	5,697
合 計		11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	324	9,140
		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	67	1,907
	2	所 内 保 護 (中央昼間分含む)	41	43
	~	保護委託	200	5,921
		計	308	7,871

#### イ 相談種類別一時保護児童数

令和2年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が215人(69.8%)と最も多く、次いで養護(その他)が57人(18.5%)、育成が19人(6.2%)、非行が17人(5.5%)であり、養護が合計で272人(88.3%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が17人減、養護(その他)が9人増、非行が5人減、育成が3人減となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が6,144日(77.1%)、養護(その他)が1,010日(12.7%)、育成が480日(6.0%)、非行が335日(4.2%)の順で、養護が合計で7,154日(89.8%)となっている。

表26 相談種類別一時保護児童数

				養護		障害	非 行	育 成	保健・	
児相別	年度	人員	児童虐待	その他	小 計	(言語障害・ 知的障害等)	(ぐ犯行為・ 触法行為等)	(性格行動・ 不登校等)	その他	合 計
	31	実人員	73	11	84		7	5		96
中央	31	延日数	2, 117	117	2, 234		144	319		2, 697
中天	2	実人員	100	7	107		5	7		119
	2	延日数	2, 696	158	2, 854		11	105		2, 970
	31	実人員	35	14	49		2	1		52
弘前	31	延日数	1, 744	427	2, 171		10	32		2, 213
277 Eil	2	実人員	27	19	46		7	1		54
	2	延日数	574	173	747		63	2		812
	0.1	実人員	76	6	82		8	12		102
八戸	31	延日数	1,898	125	2, 023		164	291		2, 478
八户	0	実人員	58	20	78		3	8		89
	2	延日数	2,000	424	2, 424		218	296		2, 938
	0.1	実人員	6	3	9		1	1		11
<b>工式川西</b>	31	延日数	153	7	160		30	27		217
五所川原	0	実人員	9	6	15		1			16
	2	延日数	252	156	408		7			415
	0.1	実人員	32	13	45		3	3		51
	31	延日数	886	235	1, 121		169	60		1, 350
七戸	0	実人員	12	5	17		1	3		21
	2	延日数	458	99	557		36	77		670
	0.1	実人員	10	1	11		1			12
d. 0	31	延日数	128	41	169		16			185
むつ	0	実人員	9		9					9
	2	延日数	164		164					164
	0.1	実人員	232	48	280		22	22		324
<b>∧</b> =1	31	延日数	6, 926	952	7, 878		533	729		9, 140
合計	C	実人員	215	57	272		17	19		308
	2	延日数	6, 144	1, 010	7, 154		335	480		7, 969

#### (2) 中央児童相談所の一時保護所(集中管理)の状況

#### ア 実人員及び延日数等

令和2年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて67人であり、前年度と比べ23人減少している。個別に見ると、中央が5人、弘前が2人、八戸が8人、五所川原が1人、七戸が5人、むつが2人の減となっている。

延日数では県内六児童相談所で1,907日であり、前年度と比べて1,501日減少している。個別に見ると、五所川原が27日の増、中央が768日、弘前が272日、八戸が275日、七戸が152日、むつ61日の減となっている。

一日平均の一時保護人員は5.2人(前年度比4.1人減)、一人平均の一時保護日数は28.5日 (前年度比9.4日減)となっている。

#### イ 相談種類別保護児童数

令和2年度に一時保護した児童の相談種類別の実人員は、養護が51人(76.1%)[児童虐待は43人(64.1%)、その他は8人(11.9%)]、育成が11人(16.4%)、非行が5人(7.5%)の順となっている。また、延日数では、養護が1,448日(75.9%)[児童虐待は1,235日(64.8%)、その他は213日(11.2%)])、育成が306日(16.0%)、非行が153日(8.0%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ23人の減となっているが、個別に見ると養護が10人、育成が7人、非行が 6人の減となっている。

延日数では、前年度と比べ1,501日の減となっているが、個別に見ると養護が945日、育成が391日、 非行が165日の減となっている。

#### 図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

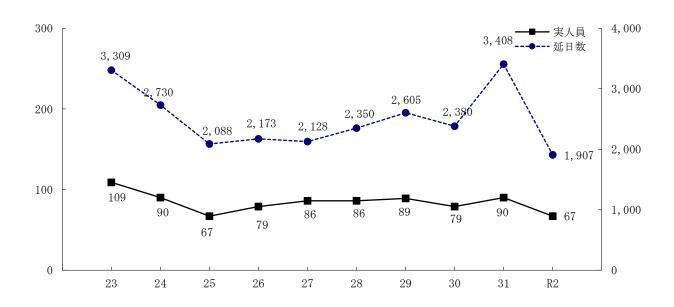


表27 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

			養	F .	進	77/12		非 行						
児相別	年度	人員	児童虐待		小計	障害	ぐ犯	触法	小計	育 成	保健・ その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
	0.1	実人員	18	1	19		3		3	5		27		40.0
	31	延日数	771	58	829		110		110	319		1, 258	3. 4	46. 6
中央	0	実人員	16	1	17		2		2	3		22	1.0	00.0
	2	延日数	424	2	426		6		6	58		490	1.3	22.3
	0.1	実人員	6		6			1	1	1		8	1.4	60.6
弘前	31	延日数	466		466			3	3	32		501	1.4	62. 6
27 Hil	2	実人員	3	1	4		1		1	1		6	0.6	38. 2
	2	延日数	151	19	170		57		57	2		229	0.0	30. 2
	31	実人員	17	1	18		2	3	5	9		32	2.8	31. 9
八戸	31	延日数	574	16	590		44	116	160	272		1,022	2.8	31.9
八户	2	実人員	15	2	17		1		1	6		24	2. 0	31. 1
	2	延日数	409	54	463		54		54	230		747	2.0	31.1
	31	実人員	3		3					1		4	0.3	30. 5
五所川原	31	延日数	92		92					30		122	0. 3	30. 5
<b>北</b> 別川原	2	実人員	2	1	3							3	0. 4	49. 7
	ų.	延日数	98	51	149							149	0.4	49. 1
	31	実人員	8	1	9		1		1	2		12	1. 0	29. 5
七戸	51	延日数	224	57	281		29		29	44		354	1.0	29. 0
<u>u</u> ) ·	2	実人員	2	3	5		1		1	1		7	0.6	28. 9
	J	延日数	63	87	150		36		36	16		202	0.0	20. 9
	31	実人員	5	1	6		1		1			7	0.4	21.6
むつ	51	延日数	94	41	135		16		16			151	0.4	21.0
ر به	2	実人員	5		5							5	0. 2	18. 0
	1	延日数	90		90							90	0.2	10.0
	31	実人員	57	4	61		7	4	11	18		90	9. 3	37. 9
合計	01	延日数	2, 221	172	2, 393		199	119	318	697		3, 408	J. 0	51. 9
	2	実人員	43	8	51		5		5	11		67	5. 2	28. 5
	۷	延日数	1, 235	213	1,448		153		153	306		1,907	0.2	20.0

#### ウ 日数別一時保護児童数

令和2年度の日数別一時保護児童数は、29日~60日が30人(44.8%)と最も多く、次いで1日~7及び15日~21日の10人(14.9%)などとなっている。

2週間を超えるものは52人(77.6%)と前年度と比べ23人の減となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は3人(4.5%)であった。

表28 日数別一時保護児童数

児相別	年度	1日~7日		15日~21日	22日~28日	29日~60日	6 1 目以上	合 計
中央	31	3	1	2	3	12	6	27
十六	2	6	2		3	11		22
弘前	31	2				4	2	8
277 月1	2		1	1		4		6
八戸	31	1	3	6	5	16	1	32
/()	2	2		6	6	8	2	24
五所川原	31				1	3		4
- 14月7月/赤	2					3		3
七戸	31		3	1	2	6		12
L) ·	2	1	2	1		2	1	7
むつ	31	2		2		3		7
<u></u>	2	1		2		2		5
合計	31	8	7	11	11	44	9	90
口印	2	10	5	10	9	30	3	67

#### エ 一時保護児童の退所先

令和2年度の一時保護児童の退所先のうち、その他が29人(43.3%、前年度比17人増) と最も多かった。次いで、家庭引取が23人(34.3%、前年度比18人減)、児童養護施設が 9人(13.4%、前年度比15人減)、児童自立支援施設が4人(6.0%、前年度比 1人減)、 福祉型障害児入所施設(知的障害児)が1人(1.5%、前年度比2人減)、児童心理治療施 設が1人(1.5%、前年度比2人減)の順となっている。

表29 一時保護児童の退所先の状況

児相別	年度	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障害 児入所施設 (知的障害 児)	児童心 理治療 施設	家裁送致	その他	合計
中央	31	15	7	2		1		2	27
十六	2	8	3					11	22
弘前	31	3	2		1	1	1		8
27年11	2	1	2	1				2	6
八戸	31	9	11	3	1		1	7	32
/() ·	2	5	3		1	1		14	24
五所川原	31	4							4
4月11月	2			1				2	3
七戸	31	7	2		1			2	12
۵) ۰	2	5		2					7
むつ	31	3	2			1		1	7
45 J	2	4	1						5
合計	31	41	24	5	3	3	2	12	90
	2	23	9	4	1	1		29	67

#### (3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別委託一時保護の状況

令和2年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は200人で、前年度と比べて1人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が141人(70.5%、前年度比4人減)、養護(その他)が45人(22.5%、前年度比5人増)、育成が8人(4%、前年度比3人増)、非行が6人(3%、前年度比3人減)の順となっている。

延日数の総数は5,921日で、前年度と比べて224日増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が4,779日(80.7%、前年度比104日増)、養護(その他)が792日(13.4%、前年度比16日増)、非行が176日(3.0%、前年度比8日減)、育成が174日(2.9%、前年度比112日増)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は29.6日で、前年度と比べて1日増加となっている。

表30 相談種類別委託一時保護児童数

		NALL	时 / 下暖儿.			ı			1
児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
	0.1	実人員	50	10		4			64
中	31	延日数	1,341	59		34			1,434
央	2	実人員	67	6		2	4		79
	4	延日数	2,157	156		4	47		2,364
	31	実人員	16	11		1			28
弘前	91	延日数	1,265	424		7			1,696
前	2	実人員	16	14		1			31
	4	延日数	414	149		1			564
	31	実人員	48	5		2	3		58
八戸	91	延日数	1,313	109		3	19		1,444
戸	2	実人員	40	18		2	2		62
	4	延日数	1,588	370		164	66		2,188
五	31	実人員	3	2			1		6
所	31	延日数	61	6			27		94
川原	2	実人員	6	5		1			12
原	4	延日数	153	105		7			265
	31	実人員	24	12		2	1		39
七戸	91	延日数	662	178		140	16		996
戸	2	実人員	8	2			2		12
	4	延日数	393	12			61		466
	31	実人員	4						4
む	91	延日数	33						33
つ	2	実人員	4						4
	∠	延日数	74						74
	31	実人員	145	40		9	5	0	199
合 計	91	延日数	4,675	776		184	62	0	5,697
計	2	実人員	141	45		6	8	0	200
	<u> </u>	延日数	4,779	792		176	174	0	5,921

#### イ 委託先別委託一時保護の状況

令和2年度の委託先は、実人員204人のうち、児童福祉施設140人(68.6%、前年度比5人減)、里親43人(21.1%、前年度比14人増)、医療機関9人(4.4%、前年度比7人増)、警察9人(4.4%、前年度比5人減)、その他3人(1.5%、前年度比8人減)、の順となっている。延日数の総数は5,921日で、児童福祉施設4,749日(80.2%、前年度比294日減)、里親545日(9.2%、前年度比169日増)、その他347日(5.9%、前年度比102日増)、医療機関267日(4.5%、前年度比258日増)、警察13日(0.2%、前年度比11日減)の順となっている。

表31 委託先別委託一時保護の状況

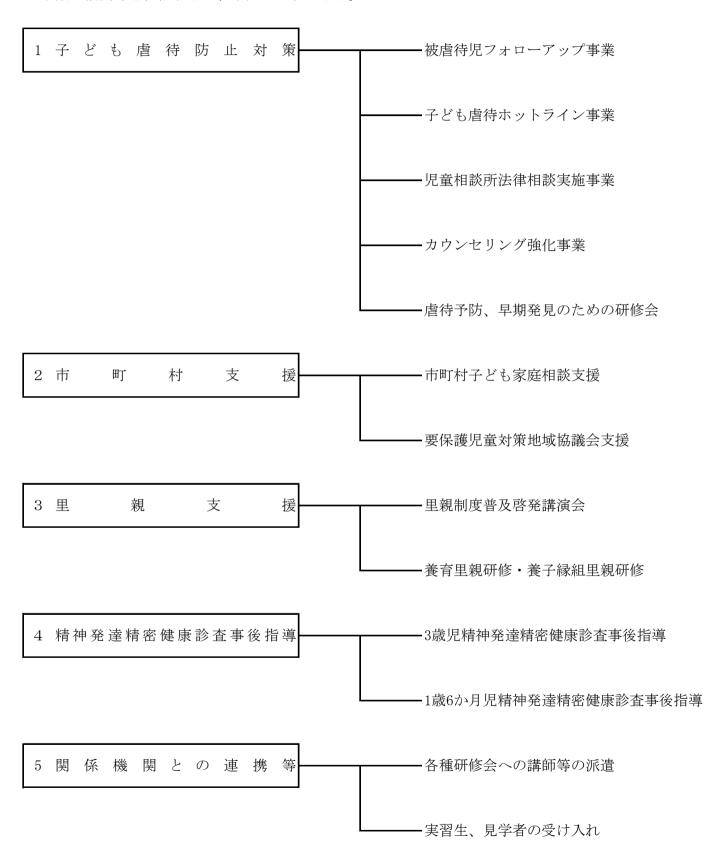
児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
	01	実人員	38		11	7	8	64
中	31	延日数	1,030		152	10	242	1,434
中央	0	実人員	56	6	12	5		79
	2	延日数	2,079	210	69	6		2,364
	31	実人員	28					28
弘 前	51	延日数	1,696					1,696
前	2	実人員	28			3		31
	4	延日数	559			5		564
	31	実人員	40		16	2		58
八戸	31	延日数	1,225		216	3		1,444
戸	2	実人員	36		23		3	62
	4	延日数	1,436		405		347	2,188
五	31	実人員	5			1		6
所	51	延日数	92			2		94
所 川 原	2	実人員	11	1	1			13
原	4	延日数	236	5	24			265
	31	実人員	32	2	1	1	3	39
七戸	31	延日数	978	9	4	2	3	996
戸	2	実人員	5	2	4	1		12
	<u>u</u>	延日数	371	52	41	2		466
	31	実人員	2		1	3		6
むっ	31	延日数	22		4	7		33
つ	2	実人員	4		3			7
	<u> </u>	延日数	68		6			74
	31	実人員	145	2	29	14	11	201
合計	91	延日数	5,043	9	376	24	245	5,697
計	2	実人員	140	9	43	9	3	204
	4	延日数	4,749	267	545	13	347	5,921

# 第3 児童相談所の事業等

#### 児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



# 1 子ども虐待防止対策

# (1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

令和2年度の実績は下記のとおりである。

表32 児童福祉施設職員指導

			19 × 10 × 10				
/ 児 相		_	区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中			央	4	47	12	103
弘			前	2	11	24	36
八			戸	5	20	21	110
五	所	Ш	原	1	19	6	52
七			戸	1	50	7	50
む			ر ا	1	10	2	10

#### 表33 被虐待児集団指導

区 分 児 相	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン 参加職員延人数
む	13	1	13	1

#### 表34 被虐待児親子指導

児相	区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中	央	1	12	12	12
弘	前	3	8	8	8
八	戸	22	67	95	123
七	戸	11	107	108	98
む	つ	3	14	14	24

表35 被虐待児個別指導

2400	1/A/I	1741111/1	11H /1			
 児 相	\		区分	児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人数
中			央	0	0	0
弘			前	12	110	129
八			戸	30	72	52
五.	所	Ш	原	4	21	
七			戸	8	73	92
む			つ	1	10	10

表36 被虐待児の保護者指導

五00	IX/E N			1 H / 1		
 児 相	<u> </u>		区分	保護者数	指導回数	指導延人数
中			央	73	268	431
弘			前	30	126	198
八			戸	36	76	107
五.	所	Щ	原	7	22	31
七			戸	7	23	35
む			つ	23	187	239

#### (2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員3名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	17	1	1	14			69		5			5	7	119

表38 虐待の内容と年齢別内訳

年齢·性別	0 歳	見	幼	児	小肖	全 生	中当	学 生	高板	支 生	その	) 他	合	計
虐待の内容	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			1	1	6	7		2	1	1	1		9	11
性 的 虐 待														
心理的虐待	3		20	10	11	7	4	9	3	4	1	3	42	33
保護の怠慢・拒否	2		3	6	5	2	2	1	1	2			13	11
不明														
合 計	5		24	17	22	16	6	12	5	7	2	3	64	55

### (3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児	相	相談回数	内容
			1	親権停止について
30	八	戸	1	父死亡後の親族とのトラブル回避について
			1	児童福祉法第28条の申し立ての適否について
	弘	前	1	現在、通常学級に学籍のある児を養護学校に通学させることに ついて、親権者の同意が得られなかった場合の手続きについて
	八	山	1	児童福祉法第28条第1項の申立中に同法33条の7に基づく親 権停止審判及びその保全処分を申立てたケースについて
31		, .	1	国立児童自立施設での強制措置申立について
	七	戸	1	児童福祉法第28条について
		$\Gamma$	1	児童福祉法第28条の申し立て及び親権停止について
	中	央	3	児童虐待ケースの対応(面接の同席、28条申立てに係る審問、 28条却下後の対応)
			2	未成年後見について
R2	弘	前	3	法28条申立てに係る審問同席及び今後の対応について
			1	児童の施設入所後も養母が本児の遺族年金を管理することに ついて
	五所	川原	1	施設入所児童の養子縁組解消について

#### (4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から 事業を開始し、令和2年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

区 分 児 相	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央	17	38
弘 前	1	1
八   戸	22	25

#### (5) 虐待予防、早期発見のための研修会

#### ①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。

#### 表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

※新型コロナウイルス感染拡大により実施なし。

# ②その他の研修会

むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者支援セミナーなど)を開催している。

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会 場	参加者数
R2.8.7~R2.8.30	団 士郎 家族漫画展	むつ市立図書館 展示 ホール	期間中 自由鑑賞

# 2 市町村支援

#### (1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

表43 市町村子ども家庭相談担当者研修会

	児	相	管内市町村数	開イ	崔 日	数	開催延時間数	延参加者数
中		央	5			4	6	37
八		戸	8			3	8	20
七		戸	8			1	2.5	14

表44 市町村巡回支援実施状況

児	相	管内市町村数	延実施市町村数	概    要
八	戸	8	8	相談受付台帳の整備、児童記録票の作成状況、ケースの受理と処理が適正に行われているか、行政報告例との整合性、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整備、代表者会議・ 実務者会議の開催状況、その他
七	戸	8	8	相談受理と処理、記録の整備、統計、虐待通告 処理状況、要対協の開催運営状況の確認
む	っ	5	5	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処 理等に関する助言。要対協進行管理台帳整備、 実務者会議運営方法等に関する助言。

表45 市町村に対する技術的助言の状況

				件数
中			央	22
弘			前	15
八			戸	42
五	所	Ш	原	7
七			江	168
む			つ	8

#### (2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられている。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・ 管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会実施状況

			total I I am I take	設 置 済	会 議	出 席	回 数
	児相		管内市町村数	市町村数	代表者会議	実務者会議	個 別 ケ ー ス 検 討 会 議
中		央	5	5	5	18	39
弘		前	8	8	5	12	37
八		戸	8	8	3	33	22
五.	所	川原	6	6	4	9	14
七		戸	8	8	8	46	16
む		つ	5	5	1	9	24

# 3 里親支援

### (1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(H26年度~県内1児相、1施設持ち回り)

表47 里親制度普及啓発講演会実施状況

・令和2年度は開催なし

#### (2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

表48 養育里親研修•養子縁組里親研修実施状況

研	多名	会場	参加者数
<前期>	基礎研修	弘前市総合学習センター・弘前 愛成園	15名•14名
	登録前研修	弘前市総合学習センター・弘前 乳児院	15名
<後期>	基礎研修	三戸地方保健所・あけぼの学園	12名
	登録前研修	三戸地方保健所	12名
<前期>	更新研修	アピオ青森・藤聖母園	11名·2名
<後期>	更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学 園・ひまわり乳児院	延期

# 4 精神発達精密健康診查事後指導

# (1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)。 表49は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表49 3歲児精健事後指導主訴·診断名別件数

	相	V10.47		17711 200	章	<b>)</b>	新。	名			
	談	正	精	言	構	神	社	反	自	そ	保
$  \  $		常	神	語	<del>*/*</del> :	経	会	社	閉		
	児	· 正	発 <sub>(</sub> 達 <sub>遅</sub>	発	音	性	性	会	的	0)	
	童	常	0)	達	障	習	Ø)	的	傾		
主訴人	数	範 囲	問 問 ) 題	遅滞	害	磨	未熟	傾 向	向	他	留
言葉の遅れ		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
発音異常	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吃音	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神発達の遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落ち着きが な い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜 尿・指 しゃぶり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

# (2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)

表51は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表51 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

	相		章	<b>》</b>	新	名	
	談	正常	精 神	萱	情 緒	そ	保
	児	•	発へ	語発	発		
	童	正常	達遅の	達	達 の	0	
主訴人	数	範 囲	問 問 題	遅滞	問 題	他	留
言葉の遅 れ	2	0	0	0	2	0	0
発音異常	0	0	0	0	0	0	0
吃 音	0	0	0	0	0	0	0
精神発達の 遅 れ	0	0	0	0	0	0	0
落ち着き が な い	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1	0	0
小 計	3	0	0	0	3	0	0

# 5 関係機関との連携状況

# (1)各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派 遣している。 令和2年度の派遣状況は下記のとおりである。

# 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内 容		
生徒指導主任•生徒指導主事研修講座	青森市	児童・生徒への虐待事案の早期発見・適切な対応について		
人身安全関連事案対策専科教養	青森市	児童虐待の現状と対応上の留意事項等		
初任者研修(特別支援学校)生徒指導基礎講座	青森市	安全安心な生活を支える児童相談所の機能		
青森県職員主幹研修	青森市	メンタルヘルス		
青森県職員主事•技師研修	青森市	メンタルヘルス		
子供への緊急対応研修講座	青森市	発達や家庭環境に困難を抱えた子供への対応		
弘前大学教育学部 キャリア形成の基礎B	弘前市	児童相談所のしごと		

# 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内 容	
中南郡民生委員児童委員協議会テーマ別研修会	弘前市	里親制度及び児童虐待対応について	
新任保健師研修	弘前市	児童相談所の機能と役割	
青森県保育連合会津軽南支部施設長研修会	平川市	中南地域における児童虐待の現状と課題	
平川市平賀民生委員児童委員協議会勉強会	平川市	児童相談所から見えること	
放課後児童クラブ職員研修会	黒石市	愛着と発達に問題を抱える子どもへの支援	
校内特別支援全体会研修会	弘前市	感情コントロールが苦手な子どもの理解と関わり	
平川市幼保小連携研修会	平川市	虐待を受けた子どもの理解と対応について	

# 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内 容		
三八地域県民局地域健康福祉部新任職員研修	八戸市	児童相談所の概要		
小中合同校内研修会講師	八戸市	児童相談所の役割、子どもへの対応、学校に期待すること		
八戸市中学校校長会研修会講師	八戸市	児相と学校の連携の在り方について		
女子力を活用した「三八の就域モデル」構築支援事業(地域連携部事業)に係る協力(講師)	八戸市	児童相談所の概要		

# 五所川原児童相談所

研修会等名称等	開催地 内容
令和2年度五所川原保健所第1回新任保健師研修	五所川原市 児童相談所の業務について

# むつ児童相談所

研修会等名	称 等	開催	地	内 容
令和2年度青森県児童福祉司	義務研修	青森	市	児童相談所における方針決定の過程

# (2)実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

# 中央児童相談所

実	羽首	等	名	称	等	参加人員	内 容
社会福	祉基礎?	実習Ⅱ(	青森県	立保健	大学)	5日間4名	講義(児童相談所の業務)、所内見学(一時保護所も 含む)、施設見学等
弘前大:	学教育	学部学校	交教員	<b> </b>	Ħ <sub>II</sub>	1名	児童相談所の概要説明、検査室・医務室等の施設見学
青森地	方裁判所	听司法侧	多習生体	本験修習	EK	2名	児童相談所の概要説明、施設見学(一時保護所も含む)
県警察本	部刑事部	捜査第一	·課「性犯	罪捜査専	科」教養	17名	児童相談所の概要説明、施設見学(一時保護所も含む)

# 弘前児童相談所

実	習	等	名	称	等	参加人員	内 容	
弘前大学人文社会科学部「地域司法実習」					実習」	5名	児童虐待に関する諸問題	
木造高校総合学習						2名	児童虐待を中心にした児童相談所の業務について	

# 児 童 相 談(令和2年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども女性相談総室(青森県中央児童相談所) 〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1 TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175 発 行 令和3年12月